

原材料等の支給について

土岐市の管理する道路・河川等及び公共性が高い道路の改修において、
1町内 1年20万円まで支給品および支援物品を支給します。
ただし、支給できる条件等は下記の通りとなります。

申請に必要なもの

必要な書類等	備 考
支給申請書	原則として区長または町内会長が申請者となります
承諾書	生活道路の改修の場合、当該道路の土地所有者または隣接者の承諾が必要となります
作業位置図	住宅地図の写しに作業位置や支給場所を記したもの
写真	工事完了後に着工前・完成の写真 を提出してください

- ※ 支給申請書・承諾書は市役所土木課と各支所にあるほか、ホームページにも載せていますので印刷してお使いください。
- ※ 申請後、内容を審査し支給決定を行いますので、作業日2週間前までには申請を行ってください

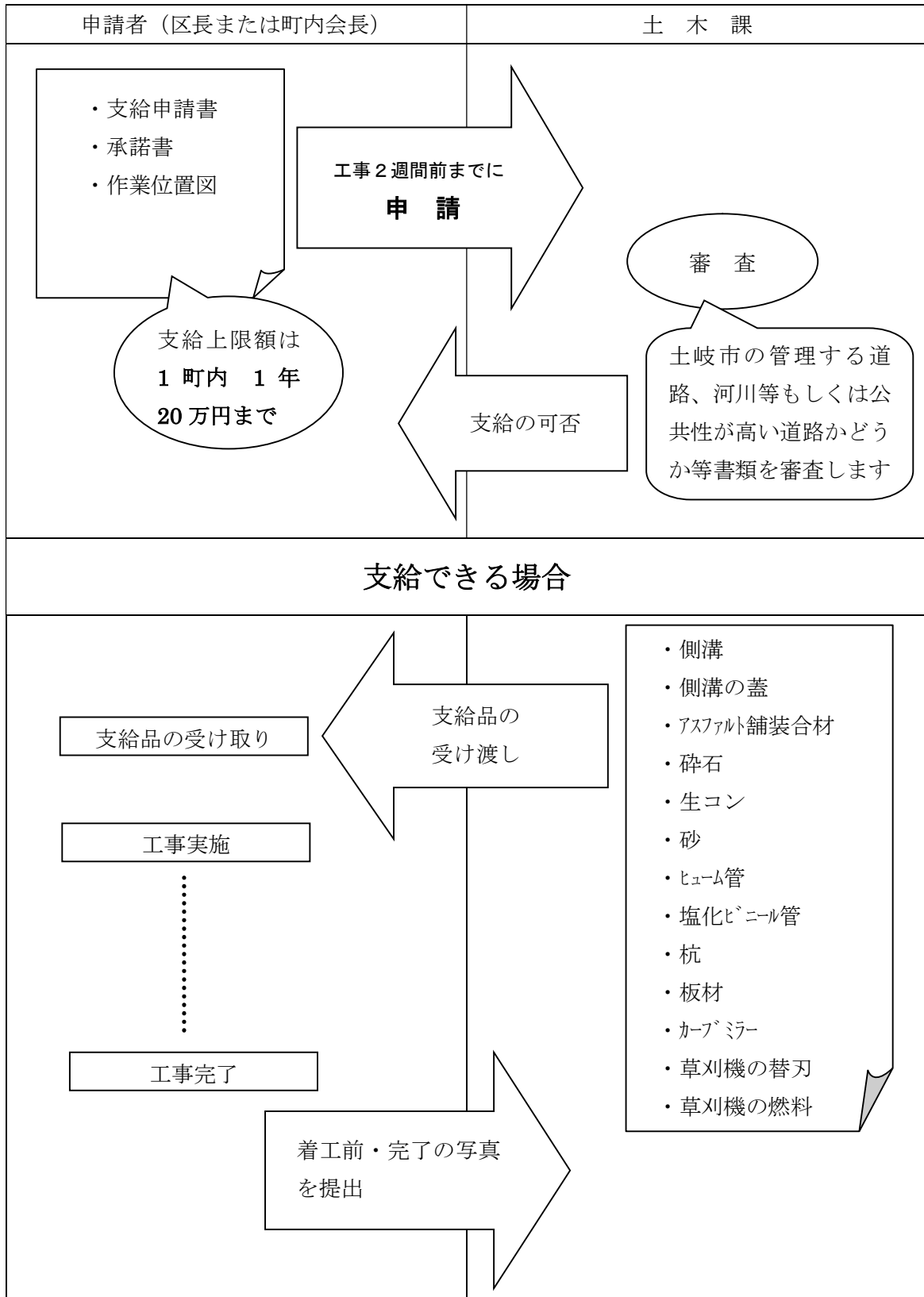
支給条件

支給対象場所	<ul style="list-style-type: none">土岐市の管理する市道、市有道路、市有地内道路、赤道、河川、青線および水路敷国、岐阜県及び土岐市が管理していない道路で、公共性が高く道路の入口から奥に2軒以上の使用がある道路(市道に面する家屋を除く)
支給対象者	<ul style="list-style-type: none">区または町内会地元ボランティア団体その他市長が適当と認めた者
支給上限額	1町内 1年20万円まで ただし、町内一斉清掃に伴うものは除く
支給品	<ul style="list-style-type: none">側溝側溝の蓋(※1)アスファルト舗装合材砕石生コン砂ヒューム管塩化ビニール管杭

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板材 ・ カーブミラー ・ 防草シート、押さえピン等 ・ その他これらに類するもの
支援物品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈機の替刃(1年につき1台あたり1枚。ナイロンコード含む) ・ 草刈機の燃料(1年につき1台あたり1リットル)
問い合わせ先	土木課 維持係 TEL:(0572)54-1111 (内線)568

※1 グレーチングは盗難防止のため極力使用しないこととし、やむを得ない場合は支給する。ただし、盗難等にあつた場合は自己責任において復旧すること

原材料等の支給についての流れ



名 称	物 品 名
○支給品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝 ・ 側溝の蓋（※1） ・ アスファルト舗装合材 ・ 碎石 ・ 生コン ・ 砂 ・ ヒューム管 ・ 塩化ビニール管 ・ 杭 ・ 板材 ・ カーブミラー ・ その他これらに類するもの
○支援物品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈機の替刃（1年につき1台あたり1枚。ナイロンコード含む） ・ 草刈機の燃料（1年につき1台あたり1リットル）

※1 グレーチングは盗難防止のため極力使用しないこととし、やむを得ない場合は支給する。ただし、盗難等にあつた場合は自己責任において復旧すること